

事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 17 日

(一社) 不動産協会	担当者 殿
(一社) 全国住宅産業協会	担当者 殿
(一社) 不動産流通経営協会	担当者 殿
(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会	担当者 殿
(公社) 全日本不動産協会	担当者 殿
(一社) 住宅生産団体連合会	担当者 殿

国土交通省都市局市街地整備課
住宅局市街地建築課

市街地開発事業における無電柱化推進のためのガイドラインの改訂について

平素より、都市・住宅行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号。以下「無電柱化法」という。）第 12 条前段等により、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業（以下「市街地開発事業等」という。）が実施される場合には、無電柱化が求められています。

今般、令和 4 年 5 月に策定、令和 5 年 6 月に改訂した「市街地開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン」について、コスト縮減に向けた取り組みに関する内容を充実させ、改訂を行いました。

国土交通省 HP（以下リンク先）に掲載しておりますので、市街地開発事業において無電柱化を推進するうえで是非ご参照いただくよう、貴団体加盟各社に対する周知をお願いいたします。

https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000085.html